

「かめおかの町を良くするしくみ」

～令和2年度版～

赤い羽根共同募金 配分金助成事業

交付のてびき



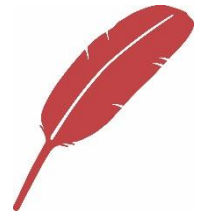
【お問い合わせ先】

(福) 亀岡市社会福祉協議会

亀岡市余部町樋又 61-1 ふれあいプラザ内

TEL:0771-23-6711 FAX:0771-24-0350

赤い羽根共同募金配分金助成事業 交付のてびき



●目 次

- 【P—1】 1.助成の目的
- 【P—1】 2.助成対象の団体
- 【P—1】 3.対象事業
- 【P—2】 4.助成金交付基準
- 【P—2】 5.事業の種類
- 【P—4】 6.助成金の対象とする事業費目
- 【P—4】 7.助成金の対象としない事業費目
- 【P—5】 8.交付申請
- 【P—5】 9.審査・交付
- 【P—5】 10.実績報告
- 【P—5】 11.助成の明示
- 【P—5】 12.助成金の辞退・事業計画の変更
- 【P—5】 13.赤い羽根共同募金への参加

受付相談窓口を設置します！

スムーズな相談をさせていただくために、完全予約制とさせていただきますので、下記設置期間にお電話にてご予約くださいますようお願いいたします。

受付相談窓口設置期間

令和2年4月6日（月）～5月18日（月）

※土日・祝日を除く9：00～17：00

相談受付連絡先：TEL23-6711（地域福祉係）



亀岡市社会福祉協議会

マスコットキャラクター

「ふくかめちゃん」

- 【P—6】 事業実施申請書 共募様式 1（記入例）
- 【P—8】 事業実施報告書 共募様式 2-1（記入例）
- 【P—10】 助成金交付請求書 共募様式 2-2（記入例）
- 【P—11】 寄付者への「ありがとうメッセージ」 共募様式 2-3（記入例）
- 【P—12】 レシート・領収書の提出について

赤い羽根共同募金配分金助成事業について

1.助成の目的

地域には、高齢者、障がい者、介護に携わる人、子育て中の人など、様々な課題を抱える人々が暮らしています。その人達が安心して暮らせるように「地域を知り、学び、ふれあい、支え合う活動」のために助成します。

2.助成対象の団体

亀岡市内で活動する住民団体、ボランティアグループ、NPO、福祉団体等
ただし、以下の要件を満たしているグループまたは団体に限ります。

- ①非営利で運営していること
- ②事業が公益性を有すること
- ③会則、事業計画、予算決算等が整備されていること
- ④特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- ⑤当該事業について公的助成を受けていないこと(個人は対象外)

3.対象事業

助成金の対象となる事業は、対象団体が行う福祉推進事業とします。

Q：どんな活動をすればいいの？



A：亀岡市民の皆さまには、「亀岡市を良くしたい」「亀岡市が良くなってほしい」という気持ちを込めて共同募金にご協力いただいています。

そんな気持ちの詰まった共同募金を財源にして行う事業です。

「赤い羽根共同募金に是非、応援してほしい」と、皆さん(グループ、団体)で協議して申請してください。

具体的には地域の課題解決(見守り活動やサロン活動、障がい者の社会参加や交流事業、子育て支援など)に取り組む事業ですが、遠慮なく、ご相談ください。

地域で暮らす私たちが、私たちのために、
地域で集めて、地域で活用する赤い羽根共同募金だから、

「じぶんの町を良くするしくみ」です。



4.助成金交付基準

(1) 地区社会福祉協議会が行う福祉推進事業

助成金額 10万円以内

(2) 自治会、福祉団体やボランティア団体等が行う福祉推進事業

助成金額 総事業費の2分の1（千円未満切捨） 10万円以内

(3) 亀岡市内の小学校、中学校、高等学校が行う福祉教育事業

助成金額 2万円以内

※ただし、講師への諸謝金、材料費(トナー、インク、用紙代)のみ対象

(4) 設立2年以内のサロン、ボランティア団体が行う福祉推進事業

助成金額 2万円以内

(5) 市内全域を対象とした活動で、特に福祉効果が高いと認めた福祉推進事業

助成金額 20万円以内

※ただし、特別枠助成申請書の提出が必要

※ただし、助成金の対象費目がありますので、4ページの事業費目表をご確認ください。

(6) 本会が行う地域福祉事業

助成金額 審査委員会で認められた範囲

5.事業の種類

より分かりやすい
区分に変更しました!

A事業

A-1

新たな地域支援サービスやサロンの立上げ支援

新しく住民相互の見守りや助けあいの仕組み、サロンなど居場所を作る取組。

(例) 新たにサロン活動を立上げ、見守りや助けあいのきっかけづくりを目指す。

新しく「何か」を
始めたい方へ!

B事業

B-1

担い手(ボランティア)の養成・組織強化

ボランティア活動に興味・関心のある地域住民を募り、ボランティア講座の実施や組織を強化する。

(例) 移送支援や買い物支援など生活に関する意見交換会を開催し、ボランティアを募集する。

1団体で最大A、B
1つつ別事業で
申請可能です!

B-2

理解促進のための研修活動

地域住民等を対象に福祉課題に関する研修会を実施する。

(例)防災に関する研修会を行い、地域住民の防災意識を高める。

B-3

共生社会を目指す福祉教育活動

子ども達や地域住民が、車いす体験や障がい者等と交流を通して理解を深め、今まで気づかなかったことに目を向け多様性を身につける機会を作る。

(例)小学校の生徒と車いすユーザーの交流会を開催し、車いす体験やバリアフリーについて学ぶ。※この場合は諸謝金と材料費のみ対象。

学校が行う
福祉活動はこちら!



B-4

当事者同士のつながりをつくる交流活動

一人暮らし高齢者、要介護の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等、当事者を支援し当事者同士のつながりを作る交流活動。

(例)一人暮らし高齢者のつどいを開催し、交流するとともに介護予防体操も行う。

B-5

見守り訪問活動

一人暮らし高齢者、要介護の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待対象者等を定期的に訪問し見守るとともに、相談を受けたり必要に応じて関係機関へつなぐ活動。

(例)月に1回訪問し、困りごとや悩みを傾聴する。

既にサロンを
実施している方!

B-6

居場所づくり活動

小地域で行う高齢者、子育て、障がい者のサロン活動。また、サロン活動リーダー・スタッフとして市内各地で支援する活動。

(例)既存のサロン活動の経費



事業区分C

亀岡市社会福祉協議会が地域を対象に行う地域福祉事業。

6.助成金の対象とする事業費目 ※いずれの費目も全て領収書が必要となります。

費 目	内 容
謝礼金	研修会、講習会等の講師謝礼
使用料	会議室等の使用料、借上料
広報費	行事等のポスター印刷代、活動記録のための写真印刷代
材料費	料理講座等の調理にかかる材料費、茶菓程度の飲食代、 手芸や園芸講習会等の材料費（いずれも高額なものは不可）
保険料	会員等の保険代、事業保険代
入場料	施設見学等の入場料、拝観料
事務用品費	活動にかかる事務用品代、消耗品代
行事用品費	行事に必要な用品
備品費	行事用品代、事務用用品代
燃料費	ガソリン代(1 kmあたり 30 円までの補助とします) (送迎支援等に係るものに限る、スタッフの移動交通費は対象としません) (運行状況の分かる資料の提出も必要となります)
※その他、本会が特に必要と認める費目	

7.助成金の対象としない事業費目 ※自己資金でまかなって下さい。

費 目	内 容
飲食費	会議、交流会等のお弁当等の飲食代またはそれに類するもの
旅費	高額な交通費、単なる旅行費等
人件費	報酬、時給、スタッフ交通費、日当等に類するもの
参加賞・お土産・景品費	参加者のお土産等、持ち帰る景品など利益となるもの
修繕費	建物の増改築や補修、整備に関するもの
備品費	高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等
おやつ	茶菓程度を超える菓子(ケーキや和菓子など)
機関紙や広報誌	団体の維持・運営の為に機関誌や広報誌は、助成対象となりません。
繰越金や積立金	今年度受け取る助成金を来年度に使用すること

※繰越金は返金、減額の対象になります。事前にご相談ください。

ご不明な点は
 (福)亀岡市社会福祉協議会
 【電話：23-6711】
 【メール:tiikifukusi@fukukame-net.or.jp】
 までお問い合わせください。



8.交付申請

- ①助成を申請される方は、申請期間(4月1日～5月31日)に、申請書と必要な書類(事業計画書や要綱など)を添付し提出してください。
- ②申請書等は、社協のホームページよりダウンロードできます。
亀岡市社会福祉協議会ホームページのトップページ下部に並んでいるダウンロードをクリックしていただくと、各種様式等のダウンロードができます。



9.審査・交付

亀岡市社会福祉協議会の役員で構成された委員会において助成の交付の可否を決定します。

その後、決定通知書により申請者に通知いたします。

10.実績報告

- ①事業終了後2週間以内、かつ年度末(3月31日)までに提出してください。
- ②提出には事業実施報告書、請求書、領収書、ありがとうメッセージ(写真)、事業実施が分かる資料の添付が必要です。
- ③実績報告書等は社協のホームページよりダウンロードできます。
- ④事業報告書と請求書の提出後、指定口座にお振込み、または社協窓口にて助成金をお渡しします。
- ⑤繰越金は返金、減額の対象になります。助成決定額から減額や返金の対象となります。

11.助成の明示

事業の実施にあたっては、共同募金を財源にした事業であることを案内チラシ等に明示してください。

12.助成金の辞退・事業計画の変更

何らかの理由で事業が実施できない場合・計画していた事業を変更する場合・助成金額が変更となる場合

※上記の事が発生した場合は、市社協に報告していただき「助成事業計画変更・中止承認申請書」を提出してください。

13.赤い羽根共同募金への参加

赤い羽根共同募金運動にご理解いただき、募金活動にご参加してください。

①法人・団体グループ名

②代表者名

ふりがな ○○○○○○	ふりがな ふくかめ たろう
○○○○○○○	役職 代表 福亀 太郎 (印)

③代表者住所

④電話番号

⑤会員数

〒621-0000 亀岡市○○町○○区○○1-1	☐ 事務局 ☒ 自宅	0771-00-0000	30 名
-----------------------------	--	--------------	------

⑥団体の概要

⑦設立年月日

主な活動内容	設立年月日
--------	-------

⑧助成を希望する事業について

事業区分	B	5	事業名	ふれあいサロン
対象者	○○町内に住んでいる方(高齢者、障がい者、子ども)			
助成要望額 (基準に基づく額)	50,000 円		総事業費	100,000 円
申請理由	総事業費、収入合計、支出合計が同額となるように記入してください			
事業内容	【申請上のお願い】 ・申請の全ての項目に必要な事項をご記入ください。 (訂正には印鑑が必要となります。) ・事業内容のわかる資料を添付してください。 ・事業報告書を提出していただく際、写真の提出が必要となります。 事業の内容等が分かる写真の撮影をお願いいたします。 (ありがとうメッセージに写真が必要です。)			
事業目的・効果				

⑨事業実施時期 (いずれか事業を実施する時期を記入してください。) ⑩事業回数・対象者数 (予定)

☒ 週 回 月 1 回 年間 回	合計回数	延べ人数
☐ 月 日 ~ 月 日頃		
☐ 月 日		
	12 回	360 人

⑪事業区分（いずれかひとつ選んでください。）

記入例

- ☒ 今年初めて行う事業
☐ これまでに助成を受けたことがある事業
☐ 例年やっているが助成を受けたことがない事業

⑫「赤い羽根共同募金」助成金事業の明示方法

- ☒ 広報紙・機関紙に記載する
☐ 助成事業案内チラシに記載する
☐ その他

⑬事業について必要経費（千円未満切捨て、事業を行うのに必要な経費を記入してください。）

〔収入〕（自己資金、会費など）

	項 目	金 額	備 考
1	助成要望額	50,000 円	赤い羽根共同募金への助成要望額
2	自己資金	50,000 円	参加費
3		円	
収 入 合 計		→ 100,000 円	総事業費、収入合計、支出合計が 同額となるように記入してください

〔支出〕（印刷代、材料費など）

	項 目	金 額	備 考
1	謝礼費	10,000 円	講師謝礼
2	使用料	10,000 円	会場使用
3	広報費	8,000 円	用紙、チラシ印刷
4	材料費	13,000 円	アトラクション、手芸材料費、茶菓子
5	保険料	円	
6	入場料	円	
7	事務用品費	円	
8	行事用品費	9,000 円	行事用品
9	燃料費	円	
10	飲食費・景品費(対象外)	50,000 円	弁当(会費より支出する)
11		円	
支 出 合 計		↓ 100,000 円	総事業費、収入合計、支出合計が 同額となるように記入してください

⑭添付書類（事業についてよくわかる資料を添付してください。これから行う事業は昨年度のもので可）

- ☐ 事業計画書
☒ チラシ・回覧 ☐ その他（ ）

社協受付欄

⑮申請に関する問合せ先・郵送物等送付先

担当者氏名	福亀 太郎	電話番号 0771-00-0000
担当者住所	〒621-0000 亀岡市〇〇町〇〇区〇〇1-1	

☐地区社協 ☐自治会・福祉団体・ボランティア団体 ☐その他 特に福祉的効果の高い福祉推進

共募様式 2-1

事業実施報告書

報告日： 年 月 日

①法人・団体グループ名

②代表者名

ふりがな	ふりがな
	役職
	(印)

③助成事業について（事業実施内容・事業成果は詳しく記入してください。）

事業区分	B - 5	事業名	
助成金決定額	50,000 円	総事業費	118,000 円
事業実施内容	総事業費、収入合計、支出合計が 同額となるように記入してください		
事業成果	【報告上のお願い】 ・繰越金が発生した場合は、その金額分の減額となります。 ・全ての項目に必要事項をご記入ください。 (訂正には印鑑が必要となります。) ・報告いただいた内容は、赤い羽根共同募金の一般公開用ホームページ「はねっと」に掲載します。 (写真等を掲載するので、映っている方への了解をとってください) ・実施内容の分かる資料とレシートや領収書、明細の提出が必要です。		
	☐ 週 回 曜日 ☒ 月 1 回 水曜日 ☐ 年間 回 月 ☐ 月 日 ~ 月 日頃 ☐ 月 日		
	☒ 事業合計回数 12 回 ☒ 事業参加延べ人数 375 人		
共同募金の趣旨に沿う、事業実施後の効果や成果	※共同募金は、単なる消費のための助成でなく、地域の問題の解決や、共に助け合い安心して暮らせる地域づくりに寄与することを助成の目的としています。		

④「赤い羽根共同募金」助成事業の明示方法（明示した書類や写真を提出してください）

☐ 広報紙・機関紙に記載した。 ☒ 助成事業案内チラシに記載した。 ☐ その他（ ）

※口頭での説明だけでなく、案内チラシや会報などに必ず記載し広報してください。

⑤助成事業実施にかかる収支決算

〔収 入〕

	科 目	金 額	備 考
1	赤い羽根共同募金助成金	50,000 円	
2	自己資金	68,000 円	会費
3		円	
	収 入 合 計	118,000 円	

総事業費、収入合計、支出合計が
同額となるように記入してください

〔支 出〕

	科 目	金 額	備 考
1	謝礼金	10,000 円	講師謝礼
2	使用料	10,000 円	会場使用料
3	広報費	6,000 円	チラシ印刷
4	材料費	20,500 円	手芸材料費、茶菓子
5	保険料	円	
6	入場料	円	
7	事務用品費	円	
8	行事用品費	11,500 円	行事用品費
9	燃料費		
10	飲食費、景品費(対象外)	60,000 円	
11		円	
	支出合計（総事業費総額）	118,000 円	

総事業費、収入合計、支出合計が
同額となるように記入してください

※繰越金が発生した場合は、その金額分を減額させていただきます。

社協受付欄

※すべての項目に記入してください。

令和2年度共同募金助成事業

助成金交付請求書

金 50,000 円

令和2年度共同募金助成事業実施にかかる助成金について、上記のとおり
助成金を請求します。

令和2年 ○月 ○日

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会
会長 木村 好孝様

団体名 ○○○○○○

住所 亀岡市○○町○○区○○1-1

TEL0771-00-0000 代表者宅 / 事務所

代表者名 福亀 太郎



※助成金振込先※

(原則として口座振込みとします。窓口払い希望の方は下記に○印をつけてください。)

口座振込み	金融機関	○京都銀行○・京都農業協同組合
	支店名	福亀支店
	預金種目	○普通○・当座
	口座番号	123456789
	(フリガナ) 口座名義人名	フクカメ タロウ 福亀 太郎
窓口払い希望		

寄付者への「ありがとうメッセージ」

(団体・グループ名)

〇〇〇〇〇〇〇

活動写真



写真の説明

ふれあいサロンで音楽に合わせて体操をしている様子。

ありがとうメッセージ（参加者の声や感想をご記入ください。）

参加者の感想やアンケートなど、生の声をご記入ください。

※インターネットや広報誌でも紹介されます。個人のお写真や個人情報を添付される場合は、必ずご本人に掲載確認を取ってから提出してください。

レシート・領収書の提出について

- ・事業報告書を提出する際、添付資料としてレシート、領収書が必要となります。
領収書の場合は、購入内容の明細が分かるようにしてください。
- ・添付の際は、費目毎に整理し、内訳が分かるように並べてコピーしてください。
- ・材料費、食材、消耗品、行事用品などはなるべくレシートのままコピーを提出してください。

毎度ありがとうございます。

にこにこスーパー

00010001	ペーパーカップ	
	@108×8	¥864
00010002	ペーパーナプキン	
	@108×5	¥540
0001005	コーヒーフィルター	
	@324×2	¥648
0001011	冷蔵ポリ袋	
	@108	¥108
	計 15 点	
合 計		¥2,160
お預り		¥2,200
お釣り		¥40
(内消費税 ¥112)		

合計金額をマーカーで色付けすると後で分かりやすいですよ！

費目ごとに領収書を分別することも大事です！

「年度末の3月にまとめるのが大変！」と思われるかたは秋冬頃に中締めをして確認してみましょう！



※助成対象となる経費か、対象とならない経費かを明確になるようにしてください。

(例)整理の仕方

材料費 計 20,500 円

謝礼金 計 10,000 円

領収書
0000 様
¥00000-

明細の記入も
お願いします

領収書
0000 様
¥00000-

赤い羽根共同募金は小さな善意で集まったお金です。
募金をされた方に助成金が募金の趣旨に沿った使われ方を
しているか、明らかにする必要があります。
ご協力お願いいたします。

- ・講師等の依頼をされた場合は、下記の領収書を参考に必ず発行してください。

宛先は助成団体名を記入してください。 (個人名は不可)	但し書きは、何の事業の支払いか、支払い内 訳金額(謝金、旅費など)を記入してください。
(例) 団体名 : _____ 代表 : _____ 領 収 書	
金額 ￥10,000 円 但し「ふれあいサロン」の講師謝金として 平成〇〇年〇月〇日上記の金額を領収しました。	
住所 : _____ 氏名 : _____	
日付は忘れずに記入してください。	受領者の名前と住所、ご本人の印鑑をお願いします。

申請書や報告書の提出の前に確認しましょう！



- ①提出書類は全て揃っていますか？ _____
- ②収入と支出は同じ金額でしょうか？ _____
- ③「ありがとうメッセージ」の写真は許可を取れていますか？ _____
- ④赤い羽根共同募金で実施する事業であることを
参加者や利用者、スタッフの方に周知しましたか？ _____

お問合せ先
(福)亀岡市社会福祉協議会

【電話：23-6711】

【FAX：24-0350】

【メール：tiikifukusi@fukukame-net.or.jp】

【ホームページ：http://www.fukukame-net.or.jp/】

助成金情報やイベントを発信します！
【亀岡市社協 LINE～ちいき～】



